

# Advantage Partnership Lawyers

## 税法

### 1 LAFHA

Living Away From Home Allowance(LAFHA)とは遠隔地勤務補助費であり雇用主が非雇用主に対して住宅補助金を支払う場合や社宅を借り上げる場合が該当致します。

税法上LAFHAは豪州国内での転勤移動等に伴い非雇用主が通常の住居から通勤出来ない為雇用主が住宅補助をする場合Fringe Benefit Tax(FBT)から除外され非雇用主も収入と看做されない税控除が頂けます。

但し、住宅に対してLAFHAが適応されるのはあくまでも通常の住居である主たる住居の復元であり、オーストラリアに駐在されても日本に住居の無い派遣社員には適応されません。よって、この場合はFBTの対象となる可能性があります。税務当局とのPrivate Rulingが必要になります。

### 2 永住権

駐在員Visaから永住者Visaに切り替えてもLAFHA受惠能力に変化はありません。元々LAFHAは外国からの労働者の為に造られた税控除ではなく、オーストラリア人社員の転勤移動に伴う2重の出費に対する税控除でありますので永住者Visaを取得とは関連致しません。重要な事は海外や遠隔地に主たる住居を維持続ける事であります。

もし、日本で住宅を他人に賃貸している方はその収入を個人の収入としてオーストラリアでも税務申告する事が義務づけられております。

詳細は下記までご連絡願います。

弁護士 堀江純一  
アドバンテージ パートナーシップ法律事務所

(02) 9221 7555  
legal.one@advantagepartnership.net  
www.advantagepartnership.net